

## 全面的国選付添人制度の実現を求める会長声明

当会は政府に対し、国選付添人制度の対象事件を、少なくとも少年鑑別所に送致された少年の事件全件にまで拡大するよう、速やかに少年法を改正することを求める。

事実の認定や保護処分の必要性の判断が適正に行われるよう、少年の立場から手続に関与し、家庭や学校・職場等少年を取り巻く環境の調整を行い、少年の立ち直りを支援する活動を行っている。

少年審判を受ける少年たちは、成長する過程で十分な保護・養育環境を保障されず、信頼できる大人に出会えないまま、非行に至っていることが少なくない。そのような少年を受容・理解したうえで、法的・社会的な援助を行い、少年の成長・発達を支援する弁護士付添人の存在は、少年の更生にとって極めて重要である。

しかし、このような弁護士付添人の重要な役割にあつて、実際の少年審判手続において付添人が選任される例は少ない。2008（平成20）年の統計によれば、弁護士付添人の選任率は、観護措置決定により少年鑑別所で身体拘束を受けた少年の約40%に止まっており、成人の刑事手続において被告人の約98%に弁護人が付されていることと対比すると、極めて不十分な状況にあると言わざるを得ない。

このような状況が生じている大きな原因として、少年審判における国選付添人制度の範囲の限定が挙げられる。現在の制度は、検察官関与決定や被害者等による傍聴申出がなされた事件で必要的に選任されるほかは、主に殺人や強盗などの重大事件につき家庭裁判所の裁量で限定的に選任されているにすぎない。そのため、多くの少年事件で国選付添人が選任されない事態が生じている。

さらに、2009（平成21）年5月21日以降、被疑者国選弁護制度の対象事件が窃盗や傷害などのいわゆる必要的弁護事件にまで拡大されたが、成人の場合には被疑者国選弁護人が起訴後も当然に被告人国選弁護人として活動することに対し、少年の場合の被疑者国選弁護人は家庭裁判所に送致後はその身分を失い、かつ、国選付添人制度の対象事件が限定されていることによって、被疑者段階で国選弁護人が選任されたにもかかわらず、家庭裁判所に送致後は国選付添人による援助を受けられないという制度的矛盾も生じている。

こうした問題状況を受け、日本弁護士連合会は、少年に対する法的援助を保障する観点から、時限的な措置として、全ての会員から特別会費を徴収して少年・刑事財政基金を設置し、これを財源として、国選付添人制度の対象とならない少年事件に対しても弁護士費用を援助する制度（「少年保護事件付添援助制度」）を設けている。当会においても、少年の権利擁護を実現すべく、被疑者国選弁護人がかかる援助制度を積極的に利用することにより、引き続き付添人活動を行っており、弁護士付添人の選任率を向上させてきた。

しかしながら、心身ともに未成熟な少年に対し、捜査から審判に至る一連の手続において、適正手続を保障し、更生を支援するための法的援助を与えることは、本来、国の責務である。国による少年への法的援助の保障が、成人に対するよりも不十分である現状は、一刻も早く改善されなければならない。とりわけ、少年鑑別所に收容された少年は、事件の軽重を問わず、その生育歴・家庭環境等にも大きな問題を抱えるケースが多く、少年院送致等の重大な処分を受ける可能性も高いことから、国選付添人による法的援助を早急に整えなければならない。

よって、当会は、上記とおり、速やかな法改正を求めるものである。

以 上

2010（平成22）年5月21日

群馬弁護士会 会長 小淵 喜代治